

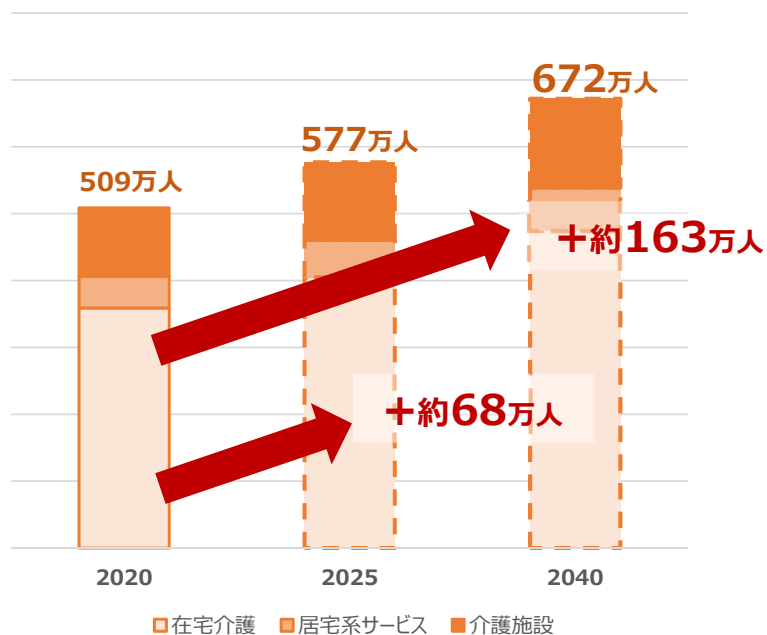
介護におけるデジタル技術の活用の加速化

- ・介護事業所における生産性向上推進事業
- ・介護生産性向上推進総合事業 等

令和5年11月12日（日）
事務局説明資料

高齢化社会の進展により、今後必要となる介護サービス量は増加し、これに伴い必要となる介護職員数も増加。

今後の介護サービス量等の見込み

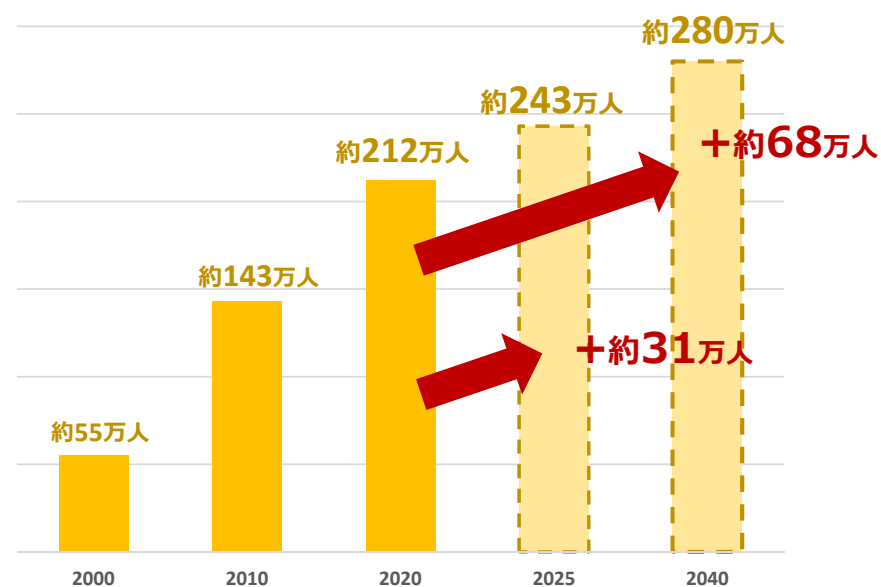


注1：2020年度の数値は介護保険事業状況報告（令和2年12月月報）による数値で、令和2年（2020年）10月サービス分の受給者数（1月あたりの利用者数）。

注2：2025年度、2040年度の数値は、地域包括ケア「見える化」システムにおける推計値等を厚生労働省にて推計したもの。

出典：厚生労働省「介護保険制度の見直しに関する参考資料」（社会保障審議会介護保険部会（第107回）参考資料1-2）に基づき、事務局にて作成。

必要となる介護職員数



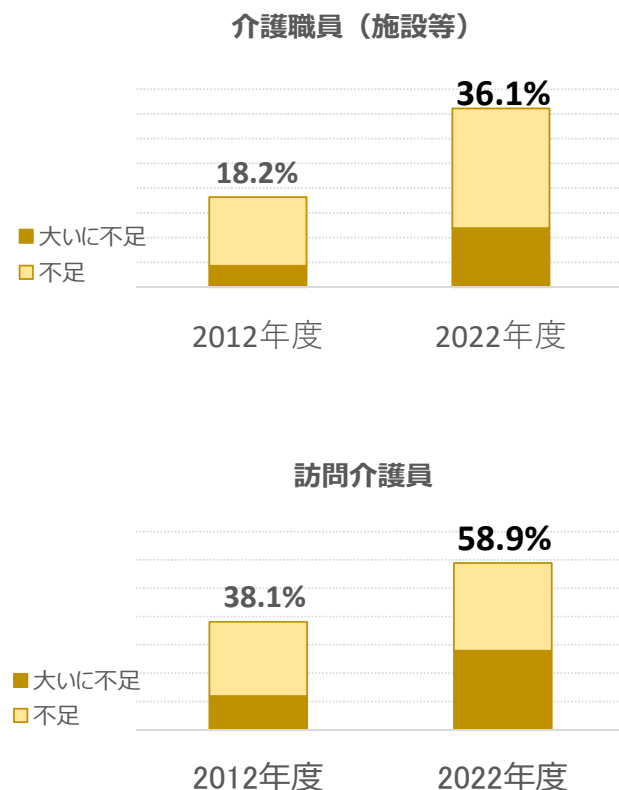
注1：2000年、2010年、2010年の数字は、厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」に基づく。介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数（各年度の10月1日現在のもの）。

注2：2025年、2040年の数字は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」における令和元年度（2019年度）の介護職員数（約211万人）に基づき、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を厚生労働省にて推計したもの。

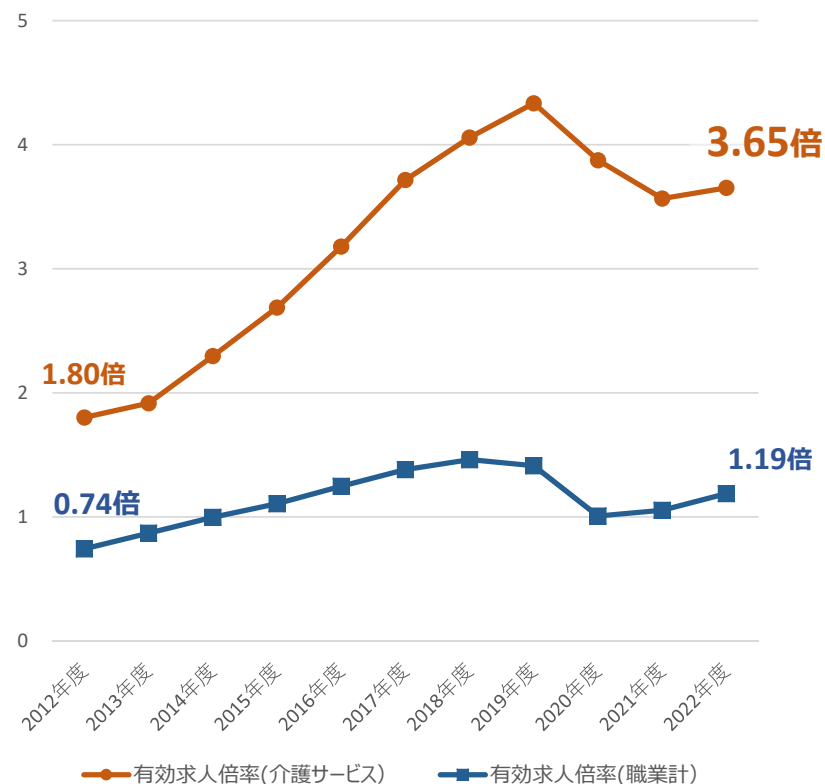
出典：厚生労働省「介護保険制度の見直しに関する参考資料」（社会保障審議会介護保険部会（第107回）参考資料1-2）に基づき、事務局にて作成。

介護サービスにおける人手不足感はこの10年で悪化するとともに、有効求人倍率は3.65倍に上昇。

介護サービスにおける人手不足感



介護サービスの有効求人倍率の推移



注：介護職員（施設等）は訪問介護以外の指定事業者で働く者、訪問介護員は訪問介護事業所で働く者をさす。
 出典：厚生労働省「介護人材の処遇改善等（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）」（社会保障審議会介護給付費分科会（第223回）資料1）に基づき、事務局にて作成。

注：有効求人倍率はパート含む常用労働者のもの。
 出典：厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」に基づき、事務局にて作成

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージについて

令和4年12月23日 厚生労働省

- 持続的な介護職員の待遇改善を実現するためには、個々の事業者における経営改善やそれに伴う生産性の向上が必要であり、具体的には、取組の横展開や働きかけの強化等、総合的に取り組むことが重要。
- 中小事業者も多い、介護事業者の職場環境づくりを全政府的な取組と位置づけ、自治体や事業者も巻き込んで推進し、その成果を、従業員の賃金に適切に還元していただくことについて期待。

(1) 総合的・横断的な支援の実施

① 介護現場革新のワンストップ窓口の設置

事業者への様々な支援メニューを一括し、適切な支援につなぐワンストップ窓口を各都道府県に設置。中小企業庁の補助金の活用促進。

② 介護ロボット・ICT機器の導入支援

課題に対応した代表的な導入モデルを紹介するとともに、①のワンストップ窓口と連携して、相談対応、職員向け研修など伴走支援を進める。

(2) 事業者の意識改革

③ 優良事業者・職員の表彰等を通じた好事例の普及促進

職員の待遇改善・人材育成・生産性の向上などに取り組む事業者・職員を総理大臣が表彰等する仕組みを早期に導入し、優良事例の横展開を図る。

④ 介護サービス事業者の経営の見える化

介護サービス事業者の財務状況や処遇改善状況の見える化を進め、経営改善に向けた動機付けを進める。

(3) テクノロジーの導入促進と業務効率化

⑤ 福祉用具、在宅介護におけるテクノロジーの導入・活用促進

在宅介護の情報共有や記録の円滑化などについて、調査研究を進め、活用を促進する。また、福祉用具貸与等の対象種目の追加について、評価検討を進める。

⑥ 生産性向上に向けた処遇改善加算の見直し

未取得事業者の取得促進を図るとともに、加算手続の簡素化や制度の一本化について検討。

⑦ 職員配置基準の柔軟化の検討

実証事業などでのエビデンス等を踏まえつつ、テクノロジー導入に先進的に取り組む介護施設における職員配置基準（3:1）の柔軟な取扱い等を検討。

⑧ 介護行政手続の原則デジタル化

今年10月から運用開始した電子申請・届出システムの利用原則化に取り組む。

介護ロボットとは

1. ロボットの定義とは、

- 情報を感知（センサー系）
- 判断し（知能・制御系）
- 動作する（駆動系）

この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。

2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。

介護ロボットの例

移乗支援	移動支援	排泄支援	見守り
			
装着型パワーアシスト	歩行アシストカート	自動排せつ処理装置	見守りセンサー

出典：厚生労働省「介護現場の生産性向上の推進／経営の協働化・大規模化（介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）」（社会保障審議会介護給付費分科会（第223回）資料3）

実証調査の結果では、介護ロボットやICTの導入により、利用者・介護スタッフの双方にポジティブな結果が出ているものがある。

見守り機器による見守り

- 夜間の定時巡視の代替・補完として、見守り機器による見守りを実施。
- 見守り機器で利用者の覚醒や離床を把握し、睡眠を妨げずに排泄ケアを実施。

- ✓ 見守り機器により、利用者の状況の可視化や適切なタイミング・内容のケアの提供につながる。
- ✓ 機器が取得したデータ等をケア計画の策定・見直しに活用できる。
- ✓ 直接介護と巡回・移動に要する時間は、見守り機器の導入率が増加すると減少傾向。

排泄支援

- 排泄支援機器が尿の溜まり具合を測定し、随時でのトイレ誘導を実施。

- ✓ トイレで自力で排尿できた割合が増加。
- ✓ 自力で排泄できると、利用者の表情が明るくなるようになった。
- ✓ 残尿感が減るようで、失禁量も少なく、皮膚トラブルが減少。おむつ代も削減。
- ✓ 適切なタイミングでのトイレ誘導により、トイレ誘導時に排泄がなかった回数が減少。

スマートフォンによる介護記録の入力等

- 介護業務後や合間にPCやタブレットで行っていた記録業務を、スマートフォンを持ち歩き、ケアの終了直後に音声入力またはタッチ入力。
- 職員間の連絡調整もスマホのインカム機能を利用。

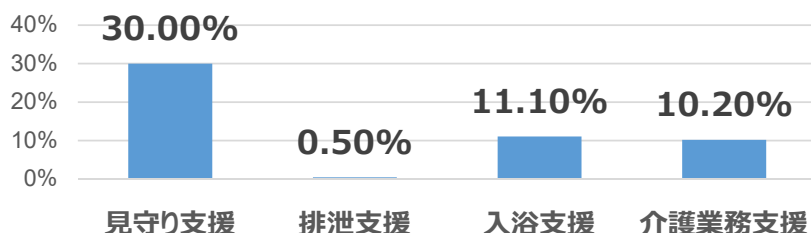
- ✓ 昼・夜ともに、記録・文書作成・連絡調整等の効率化と、業務内容の正確な記録につながった。
- ✓ 削減できた時間を、洗濯物をたたむ・自力で移動する等の自立支援の時間に。
- ✓ 病院付き添い時の医師からの質問や説明を、担当職員とすぐに連絡・共有。
- ✓ 外国人職員も音声入力で記録でき、日本人職員による代行入力の手間が減少。

しかしながら、介護ロボットやICT機器等を導入している介護施設は、まだまだ少ない。

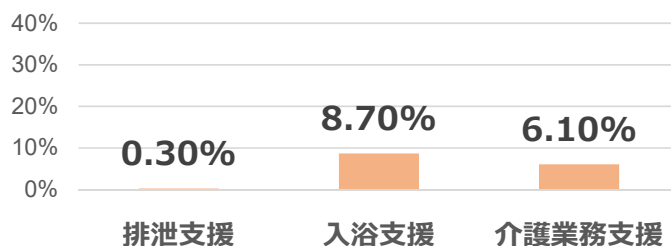
介護施設・事業所における介護ロボット等の導入状況

(N=4942)

入所・泊まり・居住系



通所系



介護ロボット等を導入していない理由

介護ロボット

- 1 : 費用が高額 (65%)
- 2 : 職員が使いこなせるか不安 (37%)
- 3 : 維持管理が大変そう (33%)

ICT機器等

- 1 : 費用が高額 (58%)
- 2 : 職員が使いこなせるか不安 (52%)
- 3 : 導入が有効なICT等の情報がない (33%)

- 1 : 費用が高額 (56%)
- 2 : 必要性を感じていない(42%)
- 3 : 維持管理が大変そう(32%)

- 1 : 費用が高額 (55%)
- 2 : 職員が使いこなせるか不安 (39%)
- 3 : 使い方がわからない(26%)
- 3 : ICTに詳しい職員がいない (26%)

入所・泊まり・居住系： 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護、短期入所療養介護、介護医療院 等
 通所系： 通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

人員配置基準の柔軟化や介護報酬の加算のための要件化など、介護ロボット等の導入による業務負荷の軽減や生産性向上を促す取組を進めてきている。

令和3年 令和3年度介護報酬改定

- ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
- ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

令和4年 令和4年度介護報酬臨時改定

処遇改善に係る加算の要件として職場環境等要件にICT活用等を盛り込む

令和5年 介護保険法改正

都道府県に対して、生産性向上に資する取組が促進されるよう努力義務が新たに規定（令和6年4月1日施行）

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ（令和4年12月）

⑦職員配置基準の柔軟化の検討

- 現在、介護施設では、サービス利用者3人に対して職員1人という3：1の職員配置基準となっているが、今後、優れた運営ノウハウに基づき、テクノロジーやいわゆる介護助手等の取組を先進的に導入し、組み合わせることにより、3：1より少ない人員で運営が可能になる事業所が出てくる可能性がある。
- このため、現在実施している実証事業などで得られたエビデンス等を踏まえ、先進的な取組を実施している事業所の人員配置基準を柔軟に取り扱うことを含め、次期報酬改定の議論の中で検討する。
- また、ユニット型についても、令和3年度介護報酬改定の際に、1ユニット当たりの定員について、原則10人以下としつつも、15人まで認められることになったところ。この運用状況等を検証しつつ、次期報酬改定において、職員配置の弾力化に向けた方策についての議論を進める。

人材不足への対応や安定的なサービスの提供の観点からは、介護の経営の大規模化・協働化（法人間連携）による、人材や資源の有効活用が重要と指摘されている。

（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」）

大規模化・協働化の狙い

- 地域のニーズへの対応
 - 職員採用の強化
 - ITツール等の導入・拡充
 - 災害等非常時の対応
 - 資金繰り等財務面の経営体制強化
 - 職員教育（研修等）の強化、効率化
 - 柔軟な職員の配置調整
 - 施設・設備の修繕、拡充
- 等

得られた成果

- ✓ 同一法人による**複数サービスのワンストップサービス**の提供
- ✓ 単独では**赤字となりやすい事業の、財務面での吸収余力**
- ✓ 地域ニーズへの対応による**地域からの信頼の強化**
- ✓ 一時的な人員減少への、他施設からの**有資格者の融通**
- ✓ 人材育成の強化
- ✓ **離職率の低下**
- ✓ 一括購入等による経費節減
- ✓ ITツール等の導入・拡充

大規模化・協働化の課題

（大規模化）

- 規模の拡大に伴う人材の確保
- 教育体制の整備
- 管理職の育成
- 合併に伴う制度面（退職金制度）の整理

（協働化）

- 推進役の存在
- 法人間の温度差・認識の違い
- 運営経費をカバーする財務基盤

出典：MS&ADインターリスク総研株式会社「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業報告書」（令和3年度老人保健事業推進費等補助金老人保健健康増進等事業）に基づき、事務局にて作成。
（注）「大規模化・協働化の狙い」はアンケート調査、「得られた成果」及び「大規模化・協働化の課題」はヒアリング結果に基づく。

主な論点

論点 1

実証事業の結果からは、テクノロジーの利用は、利用者・介護スタッフ双方にメリットがあるにもかかわらず、足元の導入状況は低調。ICTや介護ロボット等の効果的・効率的な導入にあたって、都道府県や自治体との連携・役割分担を含め、どのように取り組んでいくべきか。また、事業者に対して生産性向上の必要性を認識してもらい、具体的なアクションを促すために効果的な手法としてどのようなものが考えられるか。

論点 2

介護人材は2025年には2022年比で約30万人の増加が必要と予想される一方で、介護関係職種の有効求人倍率は依然として高く人材確保が難しい状況。2040年を見据える上でも、早急にテクノロジーの導入や生産性の向上を進め、業務負荷の軽減や介護の質の向上につなげていくことが必要であり、計画的な取組をモニタリングするための、適切なアウトプット指標、アウトカム指標はどうあるべきか。

論点 3

今後ますます厳しくなっていく外部環境に対応しつつ介護サービスを持続可能なものとするには、介護スタッフの業務負荷軽減や働き方への配慮と介護の質の向上の両立が重要。その手段としては、ICTやロボット等の導入による生産性向上だけでなく、事業の協働や大規模化を通じた経営資源の有効な活用、介護事業の経営の高度化、さらには経営人材等の育成なども必要と考えられるところ、どのように進めていくべきか。

また、事業者の創意工夫を促すための環境整備として、人員配置基準の柔軟化に取り組む必要があると考えられるところ、どのように進めていくべきか。